省　令

○総務省令第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十六の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の七第一項中「損壊したときは」の下に「、政治資金適正化委員会の定める様式に従い」を加え、同条第二項中「、再交付申請書」を「、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書」に改める。

第十四条の八及び第十四条の九を次のように改める。

（変更登録の申請）

第十四条の八　法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

（登録の抹消に関する申請等）

第十四条の九　法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。

2　法第十九条の二十三第二項の規定による届出は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

第十四条の十を削り、第十四条の十一を第十四条の十とし、第十四条の十二を第十四条の十一とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第三項の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（後発医薬品）

第四条の二　法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

一　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品

二　薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品

第十四条第三項中「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を削る。

附　則

この省令は、生活保護法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

○農林水産省令第七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十三号を第四十四号とし、第三十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　フルオキセチン、その塩類及びそれらの製剤

別表第三中第百十六号を第百十八号とし、第九十三号から第百十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九十二号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　フルオキセチン

別表第三中第九十一号を第九十二号とし、第三号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　アルファキサロン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十五号

スイス・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　スティーブ・アローラ

東京都港区元麻布二丁目十二番六号　キャッスル元麻布六〇一

○金融庁告示第六十六号

ユーラヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　小松　哲也

神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目二十三番二号

○法務省告示第四百七十七号

戸籍法第十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年一月十一日から効力を生ずる。

平成二十五年十二月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

千葉県千葉市中央区長
千葉県千葉市花見川区長
千葉県千葉市稲毛区長
千葉県千葉市若葉区長
千葉県千葉市緑区長
千葉県千葉市美浜区長

○法務省告示第四百七十八号

長野県上田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十五年十二月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県小県郡上田町千九百五十三番地

竹内平四郎

○国税庁告示第二十一号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第六項の規定に基づき、同条第五項の表の第一号の上欄に規定する国税庁長官が定める書類（平成十年六月国税庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十五日

国税庁長官　稲垣　光隆

本文各号列記以外の部分中「及び第百三条第三項」を削り、「同条第三項に規定する書類とし、規則第六十三条第五項の規定を規則第百三条第三項において準用する場合にあっては同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、第一号中「日日」を「日々」に改め、「（規則第六十三条第五項の規定を規則第百二条第五項において準用する場合にあっては、同条第三項に規定する書類）」を削り、第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　規則第百二条第三項第二号に掲げる書類のうち帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの

○国税庁告示第二十二号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年一月国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十五日

国税庁長官　稲垣　光隆

第一号中「日日」を「日々」に改め、第二号を次のように改める。

二　所得税法施行規則第百二条第三項第二号に掲げる書類のうち、帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの